

俱知安町 第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画

《令和6年度～令和8年度》

概要版



令和6年3月
俱知安町

● 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

近年、わが国の障がい者施策は障がいや難病等の多様化、複雑化により、大きく変化しています。平成30年4月施行の改正障害者総合支援法では、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとしています。

また、令和3年4月施行の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律に基づき、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築を支援するため、重層的支援体制整備事業が創設されました。

加えて、令和4年12月10日に成立し、令和6年4月1日に施行される障害者総合支援法等の改正では、障害者等の地域生活の支援体制の充実や多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上が掲げられています。

令和5年3月に策定された国の「第5次障害者基本計画」では、基本的方向における社会情勢の変化として、「2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承」、「新型コロナウイルス感染症拡大とその対応」、「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）」等が盛り込まれています。

本町においては、障がいのある人もない人も、誰もが笑顔で暮らせるまちづくりをめざし、「誰もが共に地域で自分らしく安心して生活できる福祉のまちをめざして」を基本理念として、「第3次俱知安町障がい者計画」に基づき、令和3年3月に「俱知安町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

このたび、同計画の策定期間が終了することに伴い、これまでの取り組みに加えて国の新たな障がい者施策の動向を踏まえ、本町のさらなる障がい者施策の推進のため、「俱知安町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、障がいのある人のためのサービス提供体制の計画的な整備を推進する実施計画と位置付け、「障害者総合支援法」第88条に基づく「市町村障害福祉計画」と「児童福祉法」第33条に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定します。

また、本計画は、「第6次俱知安町総合計画」を最上位計画とし、本町における障害福祉サービスの見込量とサービス提供体制の確保の方策等について定めるものです。

なお、計画策定にあたっては、障がい者施策に関する基本的な計画である「第4次障がい者計画」の基本方針を継承するとともに、関連する保健福祉分野の計画との整合性と調和に配慮します。

3 計画の期間

本計画の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、計画期間中において法制度の改正やその他社会情勢の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の対象者

障がい者とは、障害者基本法第2条において「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされています。

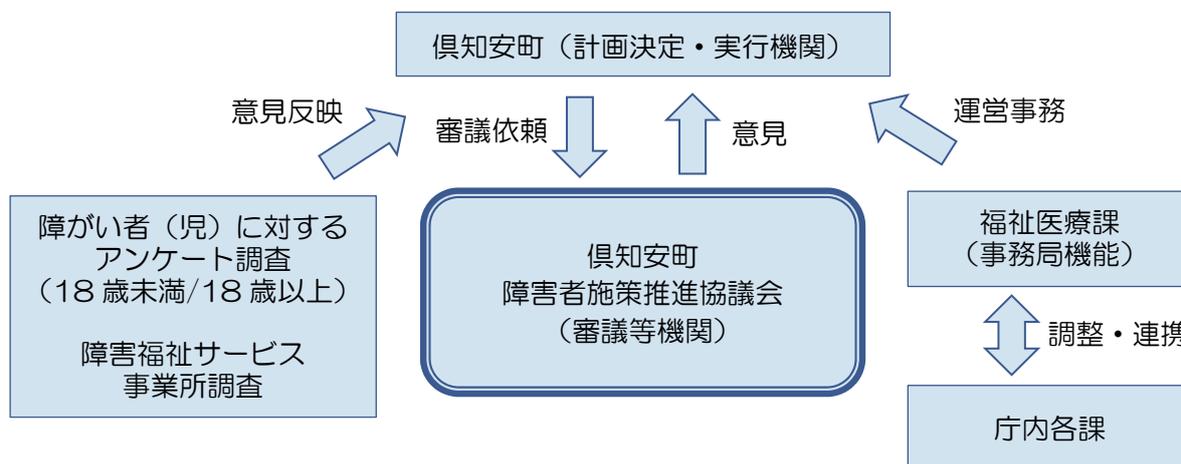
また、社会的障壁についても「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義されています。

本計画の対象とする障がい者は、身体障害者手帳、療育手帳（知的障がいのある人や子ども）、精神障害者保健福祉手帳所持者ばかりでなく、難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や自立支援医療（精神通院）制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人とします。

5 計画の策定体制

本計画の策定においては、俱知安町障害者施策推進協議会で計画書の審議を行うとともに、主管課である福祉医療課のほか、庁内関係課との密接な連携を図りながら策定を行いました。

また、障がいのある人の実態及びニーズの把握、障害福祉サービスの利用状況等を把握するため、障がいのある人及び障がいのある子どもの保護者を対象にアンケート調査を実施しました。



● 障がいのある人の状況

1 障がいのある人等の現状

障害者手帳所持者数は、平成30年の859人から減少傾向が続いており、令和5年は767人となっています。

障がい種類別の推移をみると、身体障がい者は平成30年から減少傾向が続いていますが、知的障がい者は令和2年から増加傾向、精神障がい者は平成30年からおおむね横ばいに推移しています。

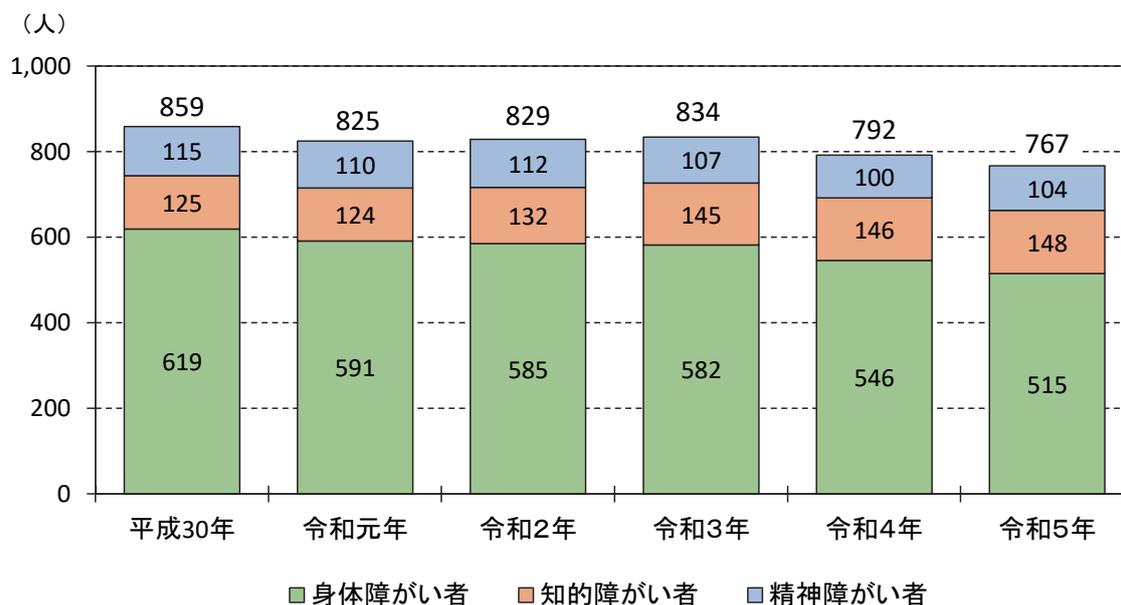
■ 障がいのある人の推移

(単位：人)

区 分	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
合 計	859	825	829	834	792	767
身体障がい者	619	591	585	582	546	515
18歳未満	7	8	9	8	9	9
18歳以上	612	583	576	574	537	506
知的障がい者	125	124	132	145	146	148
18歳未満	24	24	29	30	29	31
18～64歳	83	84	86	98	100	99
65歳以上	18	16	17	17	17	18
精神障がい者	115	110	112	107	100	104
18～64歳	93	88	73	82	75	78
65歳以上	22	22	39	25	25	26

※各年4月1日現在

[出典] 俱知安町福祉医療課



2 特別保育及び特別支援学級等の状況

特別支援学級等の状況は次のとおりです。

■特別支援学級・通級指導教室の学級数と児童生徒数の推移

(単位：箇所、人)

区 分		平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
小学校	施設数	5	5	5	5	5	5
	学級数	12	13	14	13 (2)	13 (4)	11 (4)
	児童数	23	31	30	33 (77)	33 (90)	32 (98)
中学校	施設数	1	1	1	1	1	1
	学級数	3	3	4	5 (0)	4 (0)	2 (0)
	生徒数	7	10	14	13 (0)	12 (4)	13 (11)

※各年5月1日現在

※カッコ内は通級指導教室の学級数と児童生徒数。巡回指導の場合は学級数に含めていない。

[出典] 倶知安町教育委員会

■倶知安町出身者 他市町村特別支援学校在籍者数の推移

(単位：人)

区 分	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
小樽聾学校	0	0	0	0	0	0
北海道高等聾学校	0	0	0	0	0	0
余市養護学校	2	4	4	1	0	1
余市養護学校 しりべし学園分校	0	0	0	0	0	0
札幌養護学校	2	2	1	0	0	0
小樽高等支援学校	3	3	3	3	4	2
札幌視覚支援学校	1	1	1	0	0	0
札幌高等養護学校	0	0	0	1	1	0

※各年5月1日現在

[出典] 倶知安町教育委員会

■特別支援教育支援員の配置状況の推移

(単位：人)

区 分	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
小 学 校	10	13	11	13	9	9
中 学 校	2	2	2	2	2	2

※各年5月1日現在

[出典] 倶知安町教育委員会

● 計画の基本的な考え方

1 基本的な方向等

(1) 基本的理念

①障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ自立した暮らしと社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等の充実を図ります。

②障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等並びに障がいのある子どもとし、必要な障害福祉サービスを身近なところで利用できるよう、町が主体となって提供基盤の充実を図ります。

また、発達障がい者、高次脳機能障がい者及び難病患者等についても障害者総合支援法に基づく給付の対象となっており、引き続きその旨の周知を図ります。

③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用したサービス提供体制の充実に努めます。

④地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保に係る取り組み、さらに専門的な支援を要する人に対して、各関連分野が連携して包括的な支援体制の構築を進めます。

⑤障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子ども及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、北海道の適切な支援等を通じて地域支援体制の構築を図ります。

また、障がいのある子どものライフステージに沿って、関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(2) 施策方針

①障害福祉サービスに関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制を確保するため、この計画の方向性を踏まえ、次の点に配慮して計画的な整備を進めます。

1) サービス提供基盤の充実

家庭や日中活動の様々な場面において、障がい者等のニーズや生活の困難さ、障がいの状況に応じたきめ細かなサービスが提供できるよう、福祉人材の養成や確保への支援を通じて障害福祉サービスの充実を図ります。

2) 障がい者就労の促進（障がい福祉施設から一般就労への移行）

障がいのある全ての人、障がいの軽重にかかわらず社会に参加し、収入を得て、生きがいを持って生活できるようにするため、一人ひとりのニーズや個々の障がいの特性に配慮し、障がい福祉施設から一般就労への移行や福祉的就労の拡大を図ります。

3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

施設入所や入院から地域生活への円滑な移行を進めるため、地域での居住の場となるグループホームの充実に努めるとともに、移行後の生活において必要な訪問系・日中活動系サービスやその他の必要な支援を行います。

さらに、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を進めます。

②相談支援に関する基本的考え方

障がいのある人、とりわけ、重度の障がいのある人等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

このため、ケアマネジメントの充実など、適切な相談支援が実施できる体制の整備を図ります。さらに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる「障害者自立支援協議会」において、関係機関との連携強化と情報共有を図ります。

③障がい児支援の提供体制の確保

障がいのある子どもとその家族に対する支援は、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのため、児童発達支援や放課後等デイサービスなど障害児通所支援サービスの充実を図るとともに、障害児通所支援サービスを利用する際の情報提供や利用計画作成の支援を行う障害児相談支援サービスの充実を図ります。

● 令和8年度末における成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目		数値	国の基本指針
実績値	令和4年度末の施設入所者数 (A)	32人	目標設定の基準値
目標値	令和8年度までの地域生活移行者数 (B)	2人	(A)のうち6%以上が地域生活に移行することを基本とする。
	令和8年度までの削減見込 (C)	2人	(A)のうち5%以上削減することを基本とする。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標値	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	0回	2回
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0人	0人	10人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	0回	2回

(3) 地域生活支援拠点等の整備

項目		数値	国の基本指針
目標値	令和8年度末の地域生活支援拠点等の整備	1箇所*	市町村の設置箇所数 (他市町村との共同設置も含む)
	令和8年度のコーディネーターの配置人数	2人	市町村の配置人数 (他市町村との共同設置も含む)

※広域による面的な整備を含め、地域生活支援拠点等の整備に向けた検討を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行者数

項目		数値	国の基本指針
実績値	令和3年度の一般就労者数 (A)	0人	目標設定の基準値
目標値	令和8年度の年間一般就労移行者数 (B)	1人	(A)の1.28倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

②就労移行支援事業所から一般就労への移行者数

項 目		数値	国の基本指針
実績値	令和3年度の一般就労者数（A）	0人	目標設定の基準値
目標値	令和8年度の年間一般就労移行者数（B）	1人	（A）の1.31倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

③就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数

項 目		数値	国の基本指針
実績値	令和3年度の一般就労者数（A）	0人	目標設定の基準値
目標値	令和8年度の年間一般就労移行者数（B）	1人	（A）の1.29倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

④就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数

項 目		数値	国の基本指針
実績値	令和3年度の一般就労者数（A）	1人	目標設定の基準値
目標値	令和8年度の年間一般就労移行者数（B）	2人	（A）の1.28倍以上が一般就労へ移行することを基本とする。

（5）障がい児支援の提供体制の整備等

①障がいのある子どもに対する重層的な地域支援体制の構築

項 目		数値	国の基本指針
目標値	令和8年度末の児童発達支援センターの設置数	1箇所	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
	令和8年度末の保育所等訪問支援を実施できる事業所数	1箇所	令和8年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

②主に重症心身障がい児を支援する体制の整備

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標値	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	0箇所	0箇所	1箇所
	主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	0箇所	0箇所	1箇所

③医療的ケア児が適切な支援を受けられるための体制の確保

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標値	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置有無	未設置	未設置	設置
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	0人	0人	1人

(6) 相談体制の充実・強化等

①基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標値	基幹相談支援センターの設置	設置	設置	設置
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3回	3回	6回

②協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標値	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	3回	3回	5回
	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討参加事業者・機関数	20	20	25
	協議会の専門部会の設置数	4	4	5
	協議会の専門部会の実施回数	24回	24回	30回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標値	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他研修への市町村職員の参加人数	3人	3人	3人

● 障害福祉サービスの見込量(実利用者数)

サービス種別	サービス名称	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	居宅介護	26	26	26
	重度訪問介護	0	0	0
	同行援護	0	0	0
	行動援護	0	0	0
	重度障害者等包括支援	0	0	0
日中活動系サービス	療養介護	0	0	0
	生活介護	0	0	0
	自立訓練（機能訓練）	0	0	0
	自立訓練（生活訓練）	0	0	0
	宿泊型自立訓練	0	0	0
	就労選択支援【新設】	0	0	0
	就労移行支援	0	0	0
	就労継続支援A型	0	0	0
	就労継続支援B型	141	141	141
	就労定着支援	0	0	0
	短期入所（福祉型）	0	0	0
	短期入所（医療型）	0	0	0
	居住系サービス	自立生活援助	0	0
共同生活援助（グループホーム）		62	62	62
施設入所支援		0	0	0
相談支援	計画相談支援	65	65	65
	地域移行支援	1	1	1
	地域定着支援	1	1	1
障害児通所支援	児童発達支援	40	40	40
	医療型児童発達支援	0	0	0
	放課後等デイサービス	84	84	84
	保育所等訪問支援	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0
障害児相談支援	障害児相談支援	20	20	20

● 地域生活支援事業の見込量

事業名称	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施
相談支援事業				
障害者相談支援事業	実施箇所数（箇所）	1	1	1
基幹相談支援センター	設置有無	設置	設置	設置
市町村相談支援事業機能強化事業	実施有無	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業	延利用者数（人）	4	5	5
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施
意思疎通支援事業		—		
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数（人）	2	2	2
手話通訳者設置事業	設置者数（人）	0	0	0
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	給付件数（件）	1	1	1
自立生活支援用具	給付件数（件）	1	1	1
在宅療養等支援用具	給付件数（件）	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	給付件数（件）	2	2	2
排泄管理支援用具	給付件数（件）	350	350	350
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	給付件数（件）	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	登録者数（人）	1	1	1
移動支援事業	実利用者数（人）	16	16	16
	利用量（時間/年）	450	450	450
地域活動支援センター事業				
自市町村所在分	設置数（箇所）	1	1	1
	実利用者数（人）	15	15	15
他市町村所在分	設置数（箇所）	0	0	0
	実利用者数（人）	0	0	0

資料編

1 俱知安町障害者施策推進協議会委員

(1) 俱知安町障害者施策推進協議会委員名簿

構成区分	所 属	役 職	氏 名	備 考
関係行政 機関	後志総合振興局保健環境部 保健行政室	係 長	三 好 真紀子	
	岩内公共職業安定所 俱知安分室	主 任	南 沢 篤 史	
学識経験 のある者	俱知安町三師会	会 長	川 端 琢 磨	
	俱知安町民生委員児童委員協議会	会 長	安 達 進	会長
	俱知安町社会福祉協議会	事務局長	初 山 真一郎	
	社会福祉法人 俱知安福祉会	施設長	追 立 司	
障がい者 (児) 又は 福祉関係 事業従事 者	NPO法人 とともに	理事長	小 林 敦 子	
	NPO法人 俱知安町手をつなぐ親の会	会 長	初 山 聡 子	
	社会福祉法人 黒松内つくし園 俱知安地区事業所	施設長	大 迫 拓 哉	
	NPO法人 しりべし地域サポートセンター	代表理事	安 藤 敏 浩	副会長
	NPO法人 MiMaTa 地域活動支援センター夢の匠	施設長	筒 井 陽 子	
	俱知安町社会福祉協議会 指定居宅介護事業所	係 長	大 坪 優 美	
	身体障害者相談員	—	高 橋 賢 次	
町職員	俱知安町こども未来課	課 長	上 木 直 道	
	俱知安町教育委員会学校教育課	課 長	岡 田 寿 江	

(2) 俱知安町障害者施策推進協議会事務局

所 属	役 職	氏 名	備 考
俱知安町福祉医療課	課 長	黒 田 智	
俱知安町福祉医療課	主 幹	三 浦 正 記	
俱知安町福祉医療課	主 幹	富 永 久 子	
俱知安町福祉医療課	主 幹	槇 野 舞 子	
俱知安町福祉医療課社会福祉係	係 長	菊 地 龍 司	
俱知安町福祉医療課社会福祉係	主 事	佐々木 マリア	
俱知安町福祉医療課社会福祉係	主 事	島 下 明日登	

2 策定経過

年 月 日	会議名等	内 容
令和5年7月12日	令和5年度 第1回 倶知安町障害者施策推進協議会	①計画策定の概要について ②障がい者等の状況について ③障害者総合支援法等の改正について (参考) ④アンケート調査の実施について
令和5年8月8日 ～8月31日	倶知安町障がい者計画策定に 向けたアンケート調査の実施	①障がい者向けアンケート調査 ②障がい児の保護者向けアンケート調 査
令和5年10月20日 ～10月31日	倶知安町障がい者計画等策定 に向けた障害福祉サービス事 業所調査の実施	①障害福祉サービス事業所調査
令和5年12月1日	令和5年度 第2回 倶知安町障害者施策推進協議会	①アンケート調査の実施について ②第4次倶知安町障がい者計画（骨子 案）について ③倶知安町第7期障がい福祉計画・第 3期障がい児福祉計画（骨子案）につ いて
令和6年1月18日	令和5年度 第3回 倶知安町障害者施策推進協議会	①第4次倶知安町障がい者計画（素案） について ②倶知安町第7期障がい福祉計画・第 3期障がい児福祉計画（素案）につ いて
令和6年1月24日 ～2月7日	パブリックコメント	町民意見の募集
令和6年2月19日	令和5年度 第4回 倶知安町障害者施策推進協議会	①パブリックコメントの実施結果につ いて ②第4次倶知安町障がい者計画につい て ③倶知安町第7期障がい福祉計画・第 3期障がい児福祉計画について

倶知安町
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画
令和6年3月発行

発行 倶知安町
編集 倶知安町 福祉医療課
〒044-0001 虻田郡倶知安町北1条東3丁目3番地
TEL 0136-55-6115 FAX 0136-21-2143